○農林水産省告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川九三八、九三九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県江津市松川町太田七〇四の二、七〇四の五、七〇四の六、七〇四の九、七〇四の一〇、七〇四の一二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県江津市波積町南一〇六八の二、一〇六八の五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　保安林の所在場所　静岡県島田市川根町笹間下字江ジロ三六五、三六六、三六七の一、三六八の一、三六八の二、榛原郡川根本町壱町河内字横沢三一五・三一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区黒俣字清十平七二六、字道下八一八、字マジ川原八一九

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字清十平七二六・字道下八一八・字マジ川原八一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒沼倉字栗駒（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第十五号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

工区番号

001―14―5、003―28―5、004―08―5、004―08―6、004―11―3、005―14―1、005―17―1、005―23―1、005―23―2、005―24―3、005―31―6、005―33―3、007―57―1、007―57―2、007―57―3、007―57―4、007―57―5、007―57―6、007―57―7、007―57―8、